

碑文谷公園内における
認可保育所整備・運営事業者公募要項

令和元年7月

目黒区

目次

1 公募の趣旨	2
2 公募施設及び規模等	2
3 応募資格	3
4 予定地の概要	3
5 土地の占用条件	3
6 施設整備及び運営に関する基本的条件	4
7 公募・審査の流れ（予定）	7
8 事業者説明会	8
9 質疑及び回答	8
10 応募申込書の提出	9
11 申請書類の提出	9
12 選定方法等	14
案内図	15
事業者説明会 参加申込書	17
質問票	18
様式類	19～51
別添資料1 補助金について	
別添資料2 旧公園事務所解体工事図面	
別添資料3 地積測量図	
別添資料4 土地境界図	
別添資料5 区立園の保育方針（めぐろの保育園ガイドより）	

1 公募の趣旨

目黒区では、平成29年9月に「新たな保育所待機児童対策の取組方針」を策定し、現在、待機児童対策をすすめています。このたび、碑文谷公園の一部である旧公園事務所跡地の公園整備を行うにあたり、公園のあり方を踏まえた上で、都市公園法（昭和31年法律第79号）の占用により同敷地内に認可保育所を整備することといたしました。

今回の公募は、旧公園事務所跡地内保育所整備予定地（4「予定地の概要」に詳細を記載）において都市公園法の占用の許可を受け、自らが認可保育所を整備・運営する法人を募集するものです。

2 公募施設及び規模等

(1) 施設の概要

ア 施設種別

認可保育所

イ 開設予定

令和3年4月1日

ウ 定員

定員80人以内

年齢別定員については、年齢が上がるにつれて定員が多くなるように設定してください。

（※最終的な定員の内訳は区の指示に従うこと。）

エ 開所時間

基本開所時間 11時間（午前7時15分から午後6時15分とすること）

延長保育時間 1時間以上で設定してください。具体的な時間は区との協議となります。

オ 実施を必須とする特別保育対策事業等

（ア）産休明け保育

（イ）延長保育（スポット利用を含む。）

（ウ）障害児保育

（エ）一時保育事業

（オ）都市公園の占用を踏まえた地域交流事業の提案

（カ）定期利用保育事業（開設年度に定員に欠員が生じ、実施可能な場合）

（キ）その他、地域の子育て支援事業で実施可能な事業

(2) その他

事業者は整備に関して関係法令に基づく施設基準を満たすとともに、以下の「6 施設整備及び運営に関する基本的条件」に掲げる条件を満たすことが必要です。

3 応募資格

次の（１）から（３）のすべてを満たすこと。

（１）平成31年4月1日現在、次のアからウのいずれかの運営実績を有する法人

ア 東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県において認可保育所を1年以上

イ ア以外の地域において認可保育所を3年以上

ウ 認証保育所A型（0～5歳児の定員設定がされているものに限る。）を3年以上

（２）目黒区暴力団排除条例（平成24年目黒区条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団に該当する者または法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に目黒区暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当するものがあるものは応募できません。

（３）令和元年8月9日の事業者説明会に参加した法人であること。

4 予定地の概要

（１）所在地

目黒区碑文谷六丁目13番（住居表示） ※別添 案内図参照

最寄り駅等：東急東横線学芸大学駅徒歩11分

（２）占有面積 540.00㎡

※別添の案内図に概ねの占有部分の位置を示しています。

（３）用途地域 第一種低層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150%

第1種高度地区 絶対高さ10m 準防火地域

（４）現況 更地

※旧碑文谷公園事務所建物解体時の基礎杭等が地中に残置されています。

詳細は、事業者説明会において図面によりお示しします。

（５）その他

建築に当たっては、建築確認申請前に協議・相談が必要となるものがあります。目黒区ホームページの「建築物を計画する場合協議・問合せの窓口一覧表」を参照の上、建築基準法その他関連法令、東京都が定める条例・要綱等、目黒区が定める条例・要綱等についても十分確認をしてください。

※「建築物を計画する場合協議・問合せの窓口一覧表」については下記を参考にしてください。

【http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/jouhou/kyougi_list0.html】

5 土地の占有条件

（１）占有の許可

保育所整備予定地は都市公園である碑文谷公園の敷地内にあるため、認可保育所の設置及

び運営には、都市公園法第6条に規定に基づく占用の許可が必要となります。

占有許可については、都市公園法及び目黒区公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）等の関係法令に基づき、目黒区に申請していただきます。

(2) 占有期間

10年間（更新は可能）

(3) 占有開始時期

(1) で許可を受けた占有開始の日から（認可保育所開設日から）

(4) 占有料

占有にあたり、目黒区立公園条例（昭和51年目黒区条例第22号）第11条に定める占有料が発生します。

(5) 施設整備等

施設整備に係る全ての経費は事業者の負担で行ってください。なお、保育所等整備交付金の補助対象経費については、区の補助要綱により経費の一部を補助します。

補助金については、「別添資料1：補助金について」を参照してください。

(6) 土地の返還

事業者が当該保育所整備用地を退去する際は、原則として事業者の負担により原状回復の上、返還していただきます。なお、原状回復に必要な期間も都市公園法による占有が必要です。

(7) その他

占有の許可に係る手続き及びその他の事項については、区と協議の上、事業者の負担により行っていただきます。

6 施設整備及び運営に関する基本的条件

(1) 整備に当たっての留意事項

ア 旧公園事務所跡地整備検討会について

公園内に認可保育所を整備するにあたり、区と地域住民及び碑文谷公園関係者との間で、旧公園事務所跡地の公園整備及び公園占有による保育所整備について、「旧公園事務所跡地整備検討会」を開催し検討しています。検討は、公園施設と保育所占用部分（保育所整備予定地）の調和及び地域への配慮の観点から行われており、整備場所、交流事業及び工事に係る配慮事項等について区へ提案されています。

本要項に提案内容を反映させていますが、提案内容を踏まえた整備計画としてください。

決定された事業者は、提案の趣旨について区と十分に協議した上で、整備計画を実行していただきます。

イ 「旧公園事務所跡地整備検討会」等での提案・要望に対する対応

施設建設工事に当たっては、「旧公園事務所跡地整備検討会」での提案・要望はもとより、

近隣住民・公園関係者等の意見や要望、騒音や地域の交通量等に配慮した設計・建設計画を行った上で説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

施設建設工事における近隣住民・公園関係者等への事前説明・調整・紛争等の解決については、事業者の責任において誠意をもって対応してください。ただし、本公募による事業者として選定されるまでは、個別に近隣住民・公園関係者等に対する説明や調整等を行わないでください。

ウ 区との協議

施設整備に当たっては、区と協議を行うとともに、区から指導があった場合には、これに従ってください。

エ 旧公園事務所跡地の万年塀の撤去

旧公園事務所跡地の外周に万年塀が設置されています。保育所整備の際に、保育所占用部分（保育所整備予定地）に接する万年塀は撤去してください。撤去に係る経費は区が補助します。

オ 建物の構造等に関し、次の点に留意してください。

- (ア) 各種法定検査、認可手続きに係る日程を考慮し、指定した期日までに開設可能な工期内に竣工可能な建物であること。
- (イ) 建設工事にあたっては、近隣への騒音・振動の低減のため、敷地内に残置されている旧公園事務所建物の基礎杭等の撤去工事を伴う設計とはしないこと。
- (ウ) 施設整備補助を活用した場合で貸付期間満了時に建物の耐用年数が経過していないとき又は耐用年数よりも前に施設を廃止若しくは除却したときは、補助金の一部を返還していただくことがあること。

カ 次の事項を遵守して施設整備を行ってください。

- (ア) 建物の基本構造は、2階層、高さ7m以下とすること。
- (イ) 保育所整備予定地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所を設けること。
- (ウ) 保育所整備予定地内に給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。
- (エ) 都市公園内における保育所整備となることや、旧公園事務所跡地に接する道路及び街区における交通の状況など、周辺環境を十分に調査検討し、安全に配慮した施設整備を行うこと。
- (オ) 建物の外観は、公園及び周辺の住宅地の景観と調和させること。
- (カ) 保育所占用部分（保育所整備予定地）と公園整備部分との境界は、保育所と地域や公園利用との交流に配慮した設計とすること。
- (キ) 太陽光発電、太陽熱温水器や壁面緑化の導入など環境負荷の低減に努めること。
- (ク) 既存樹木はできる限り保全するよう努めること。

キ 整備に伴う施工業者等との契約や物品購入等に当たっては、事業者が社会福祉法人の場

合には「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号）に定められた手続に従い契約を行うなど、適正な事務取扱の徹底を図ってください。また、事業者が株式会社等の場合も、これに準じた取扱いをしてください。

ク 施設の整備及び運営に当たり、以下の法令等を遵守してください。

※ここに掲げるものが全てではありません。また、制度改正により実施段階までに変更が生じる場合があります。

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令

(イ) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
（平成24年東京都条例第43号）

(ウ) 東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日付9福子推第1047号）

(エ) 目黒区保育所運営費等補助要綱

(オ) 目黒区私立保育所法外援護実施要綱

(カ) 目黒区定期利用保育事業補助金交付要綱

(キ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（バリアフリー新法）等の関係法令

(ク) 都市公園法

(ケ) 目黒区立公園条例

(コ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

(サ) その他、建築確認申請に伴い必要な条例等の手続

※目黒区の条例については、目黒区例規集のホームページで御確認ください。

【http://www1.g-reiki.net/meguro/reiki_menu.html】

(2) 運営に関する条件

ア 基本協定の締結

事業者として選定後、提案された事業を確実に実施していただくために、区と基本協定を締結していただきます。なお、基本協定には、「旧公園事務所跡地整備検討会」での検討結果に基づく区への提案を踏まえた事項が含まれています。

イ 事業実施期間

本公募により整備する施設は、区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施していただきます。

ウ 施設の名称

施設の名称については、区と協議してください。区内にある既設の施設と類似する名称は避けてください。

エ 保育所運営に当たっての遵守事項

次の事項を遵守してください。

- (ア) 本要項「2 公募施設及び規模等 (1) 施設の概要」に記載された整備内容で運営をすること。
- (イ) 職員配置に当たっては、区の基準と同等以上とし、年齢や経験年数等のバランスを考慮した配置計画とすること。また、開設までに職員研修等を十分に行い、人材育成に努めるとともに、施設長候補者については、十分な経験者を配置すること。
- (ウ) 事業者、保護者、地域住民、公園関係者等を交えた連絡会等を開催し、都市公園の占用を踏まえた保育所運営についてや地域交流事業の内容などについて、定期的に意見交換を行うこと。
- (エ) 保護者の車両（自転車は除く。）による送迎、保育所敷地外へのバギーの常置は厳禁とし、入園の前に保護者に十分説明するとともに在園中における指導の徹底に努めること。
- (オ) 保護者の自転車による送迎にあたり、街区及び公園周辺における標準的な通園路について区と協議すること。また、入園の前に自転車送迎のマナーについて保護者に十分説明すること。
- (カ) 定期的かつ継続的に東京都における福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果を公表すること。
- (キ) 環境関連法令等を遵守するとともに、省エネルギーの取組等環境負荷の低減に努めること。
- (ク) 地域交流事業を通じて、地域及び公園に開かれた子育て支援を行い、地域の方々及び公園関係者に事業運営への理解を深めてもらえるよう努めること。

7 公募・審査の流れ（予定）

<令和元年>

7月25日（木）	公募要項発表
8月9日（金）	事業者説明会
8月9日（金）～19日（月）	質疑受付期間
8月21日（水）頃	質疑回答
8月26日（月）・27日（火）	応募申込書提出期間
9月30日（月）10月1日（火）	事業申請書提出期間
○一次審査	：書類審査（10月下旬）
○二次審査	：追加書類、現地調査及びヒアリングによる審査（11月中旬）
	※二次審査は、一次審査を通過した上位事業者を対象に実施します。
12月中旬	事業者の決定・発表、基本協定の締結
12月中旬以降	地域・公園関係者説明会 (法人紹介、計画概要の説明等)

8 事業者説明会

令和元年8月9日（金）午後1時10分より、碑文谷体育館 3階 会議室（目黒区碑文谷六丁目12番43号）にて事業者説明会を開催します。応募予定の事業者は必ずご参加ください。

令和元年8月8日（木）午後4時までに「事業者説明会参加申込書」（P17）に記入の上、電子メールにてお申込み下さい。到着確認のため、申込書を送付したのち電話連絡をしてください。

電話：子育て支援部保育計画課保育計画係 03-5722-9866（直通）

メール：hoiku03@city.meguro.tokyo.jp

※件名に必ず【碑文谷公園説明会申込み】と入れてください。

9 質疑及び回答

（1）質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」（P.18）に記載の上、電子メールにより送付してください。

これ以外の方法（電話、訪問等）による質問は御遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください。（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。）

（2）受付期間及び送付先

ア 受付期間

事業者説明会の開催日から令和元年8月19日（月）午後4時まで

イ 送付先

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎6階
子育て支援部保育計画課保育計画係

メール：hoiku03@city.meguro.tokyo.jp

※件名に必ず【碑文谷公園内公募】と入れてください。

ウ 到着確認

到着確認のため、質問票を送付したのち電話連絡をしてください。

電話：子育て支援部保育計画課保育計画係 03-5722-9866（直通）

（3）回答の方法

令和元年8月21日（水）頃を目途に、全ての質疑回答書を説明会出席者に送付します。（質問者に対する個別回答は行いません。）

質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

10 応募申込書の提出

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募申込書類を提出してください。区にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

(1) 応募申請書

書類No.	書類名	備考 (様式)
1	応募申込書	様式1【正本(原本)以外は写しで可】
2	事業計画者連絡先、運営実績	様式2
3	誓約書	様式3【記載内容を理解し、チェック欄にチェックを記入してください。】

(2) 提出部数・綴り方

正本1部、副本1部をクリアファイル等で正副まとめて提出してください。フラットファイルに綴る必要はありません。

(3) 提出日時及び場所

ア 提出日時

令和元8月26日(月)・27日(火)

午前9時30分から午後4時まで

※提出に際しては、電話連絡の上、ご来庁又は郵送ください。

イ 提出場所

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎6階
子育て支援部保育計画課保育計画係

電話：03-5722-9866 (直通)

11 申請書類の提出

応募申込者は、次により申請書類を提出してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募申込を辞退したものとみなします。

提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。

(1) 申請書 (一次審査用)

書類No.	書類名	備考 (様式)
4	申請書	様式4【正本(原本)以外は写しで可】

(2) 法人に関する書類

該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

書類No.	書類名	備考（様式）
5	法人代表者の印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの 【正本1部のみ原本。他は写しで可】
6	履歴書	法人代表者のもの
7	法人運営に関する基本的な考え方	様式5
8	不動産所有・借用状況	様式6（申請日現在のもの）
9	就業規則・非常勤就業規則・給与規程	給料表含む
10	納税証明書の写し (1)納税額等の証明（法人税に係るもの（その1）） (2)所得金額の証明（法人税に係る所得金額）（その2） (3)滞納処分を受けたことがないことの証明（その4）	(1)及び(2)は別途提出する決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。 (3)は発行日前日の3か年前から発行日前日までの期間のもの。 ※社会福祉法人、学校法人は不要
11	普通預金・当座預金等の残高証明書	写し可：令和元年8月1日以降のもの（複数の場合は日付を合わせてください。）
12	所轄庁の指導検査における直近の指摘文書及び改善報告書一式	法人に対する指導検査結果及び改善報告書の写し※該当ある場合

(3) 現在運営している保育所の状況に関する書類

現在運営している保育所の中から今回提案するものに定員、規模、運営形態等が比較的近い1か所について以下の資料を提出してください。（公設民営等の自治体から委託を受けて運営しているものは他に運営実績等がない場合以外は不可です。）なお、現地調査対象施設については、他の施設に変更をお願いすることがあります。

○該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

○個人情報（児童や保護者の氏名等）は、必ずマスキングしてください。

書類No.	書類名	備考（様式）
13	園の概要	様式7
14	指導検査結果	直近の指導検査の結果の写し、改善の状況及び計画を文書により報告した場合はその写し
15	直近の施設調査書 （施設調査書：都道府県等へ園の実施状況について報告している監査用書類）	例：「施設調査書（東京都）」、「児童福祉行政（保育所）指導監査自主点検表（千葉県）」など

16	直近の第三者評価結果	対象園が未受審の場合は、同一法人の運営する別園のものでも可
17	最新のしおり・入園案内のパンフレット等	
18	職員状況調査表	様式8

(4) 計画地において、整備・運営する保育所に関する書類

計画地において整備・運営するに当たっての考え方等を示してください。

書類No.	書類名	備考(様式)
19	運営に当たっての考え方	様式9
20	職員配置計画	様式10
21	開設までのスケジュール(設計、施行、工期、職員採用、研修等)	様式自由
22	配置図	A3判、1/200で提出すること。
23	平面図・避難経路図	各保育室の有効面積、廊下幅、建物高さ、軒高を明記すること。
24	立面図	避難経路図は各室から屋外避難場所までの経路を示すこと。
25	室別面積表	様式11

(5) 法人の財務状況に関する書類(別冊としてファイリングすること)

書類No.	書類名	備考(様式)
26	法人定款(又は寄附行為)	応募申込日現在のもの
27	法人登記事項証明書	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書【正本1部のみ原本。他は写しで可】
28	法人の事業経歴	様式12
29	事業費・資金調達内訳等一覧表(総括表)	様式13
30	借入金償還計画等一覧表	様式14(記入例参照)
31	資金収支見込計算書及びその根拠資料	様式15 積算の方法がわかる資料(様式自由・数ページ程度)
32	事業計画書・予算書(直近3か年分)	各年度予算についての理事会の承認決議書を付したもの。
33	事業報告書・決算書(直近3か年分)	監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの。

(6) 二次審査用（追加提出書類）

二次審査に進んだ事業者は、現地調査する園に関する以下の書類を区が指定する期日までに、区に追加提出してください。個人情報は必ずマスキングしてください。

書類No.	書類名	備考（様式）
34	園規則	
35	在所児童及び職員出勤状況表	様式16（記入例参照）
36	保育課程（平成30年度のもの）	
37	指導計画 ア 年間（平成30年度のもの） イ 月（平成31年2・3月分） ウ 週・日・個別計画（任意の児童1人又は1ページ目のみ）	年間：各年齢分 月：各年齢 週・日・個別計画（各年齢の平成31年2月第3・4週の2週間分）
38	保健指導及び食育に関する計画と実績（平成30・令和元年度分）	指導計画とは別に、保健指導及び食育に関する計画がある場合のみ （実績は令和元年7月までで可）
39	保護者会に関する計画と実績（平成30・令和元年度分）	保護者会、保育参観、個人面談等についての年間計画がわかる書類 保護者会の議題、会議録、個人面談の内容等、実績がわかる書類 （令和元年7月までで可）
40	職員研修に関する計画と実績（平成30・令和元年度分）	年間の研修計画と実績がわかる書類（実績は令和元年7月までで可）
41	職員会議の計画と実績（平成30・令和元年度分）	職員会議の年間計画がわかる書類。 職員会議の議題、会議録等、実績がわかる書類（令和元年7月までで可）
42	園便り、クラス便り、地域や家庭向けの情報紙等	平成31年3月発行分
43	保育関係記録（平成30年度分） ア 児童票、園日誌、保健日誌 イ 保育日誌	アは様式（白紙）を提出してください。 イは、各年齢の平成31年3月15日分の写しを提出してください。
44	献立表	1か月間（平成31年3月）の各年齢分別途アレルギー対応のものがあれば提出
45	マニュアル ア 保育関係 エ 安全衛生関係 イ 保健関係 オ 健康管理関係	申請日現在のもの

	ウ 給食関係 カ 危機管理関係	
--	-----------------	--

※資料の分量が多くなる場合は、見やすさに配慮しながら、縮小印刷を取り入れるなどしてください。

(7) 書類作成上の留意点

ア 提出部数・綴り方

(ア) 正本1部、副本8部を提出してください。ただし、(5)の財務状況に関する書類は別冊とし、正本1部、副本1部を提出してください。

(イ) 提出書類は、ファイル(A4・縦型・左綴じ)で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類名にインデックスを付して提出してください。

(ウ) 目次を作成し、各ファイルに綴ってください。

イ 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

ウ 著作権の帰属等

応募申込書類及び借受申請書類等の著作権は、応募申込者及び申請者に帰属します。

ただし、事業者の公表等が必要な場合には、応募申込書類及び申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 費用の負担

本公募に関し必要な費用は、応募申込者及び申請者の負担とします。

オ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

カ 資料の取扱い

区が提供する資料は、応募申込及び申請に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(8) 提出日時及び場所

ア 日時

令和元9月30日(月)・10月1日(火)

午前9時30分から午後4時まで(※電話予約の上、御来庁ください。)

イ 提出場所

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎6階
子育て支援部保育計画課保育計画係 電話：03-5722-9866(直通)

1 2 選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては区子育て支援部職員等で構成する選定委員会を設置し、第一次審査（書類審査）と第二次審査（運営保育所の視察及びヒアリング）の二段階で審査します。

なお、選定委員会には、経営状況関係の審査のみに当たる経営に関する有識者が加わりません。

(2) 評価項目

ア 運営管理（保育理念、運営方針、定員、保育料、職員配置・育成、安全管理、公園との調和、地域・公園に開かれた子育て支援等）

イ 保育内容（保育目標・計画、給食、健康管理）

ウ 既存施設の状況（立入調査の結果、保育事業実績、ヒアリング・施設視察）

(3) 審査結果の通知

審査の結果は事業者の決定（令和元年12月（予定））後、速やかに文書で通知します。

(4) 事業者の公表

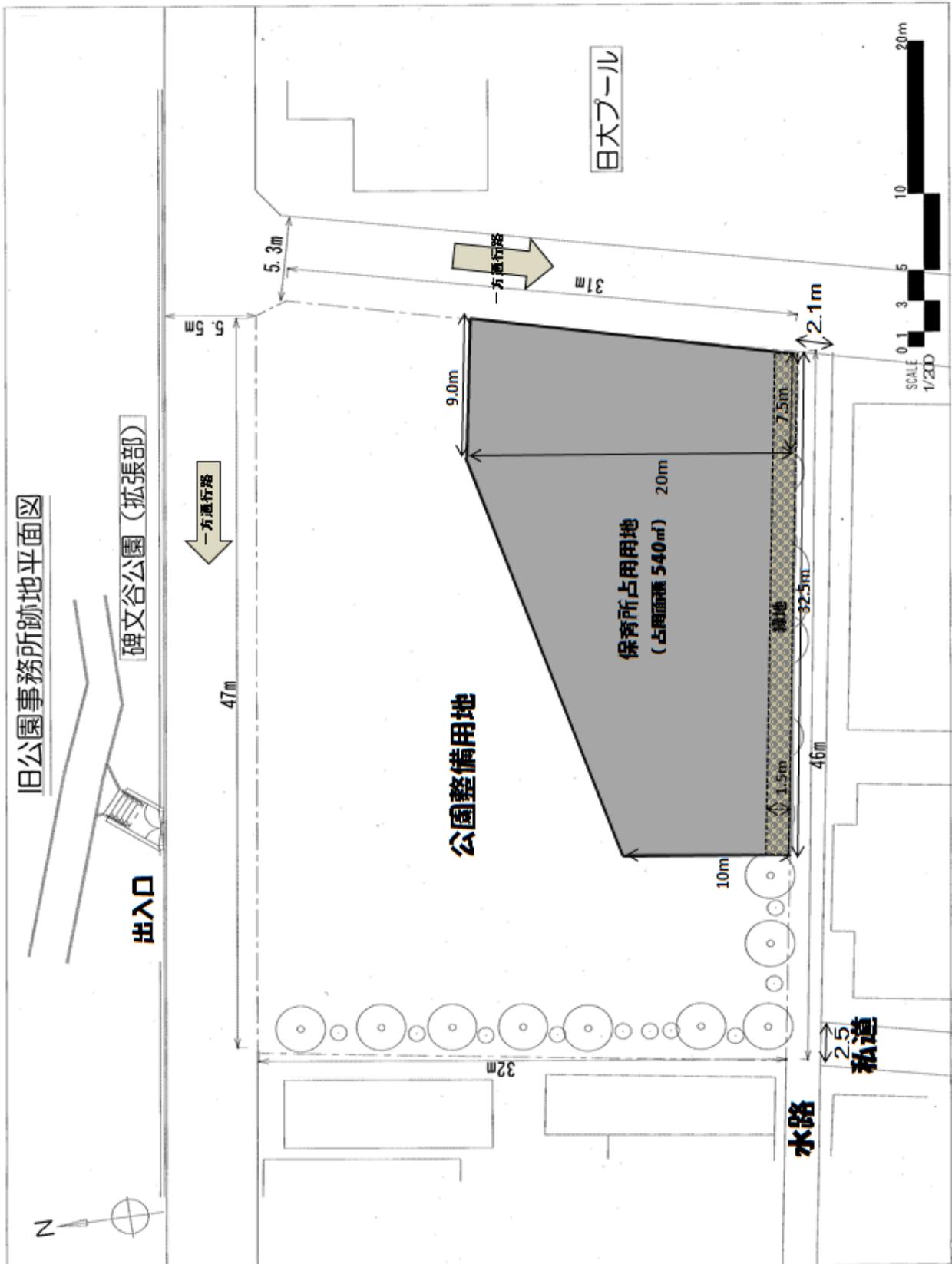
応募の状況及び決定した事業者名及び選定結果の概要については、ホームページで公表します。原則として、決定事業者以外の応募申込者名、申請者名、応募内容等は公表いたしません。

以 上

案内図

碑文谷公園配置図





送付先 : 目黒区 子育て支援部 保育計画課 行

E-mail hoiku03@city.meguro.tokyo.jp

TEL 03 (5722) 9866

碑文谷公園内 認可保育所整備・運営事業者公募

事業者説明会 参加申込書

※到着確認のため、申込書をメール送信後、電話連絡をしてください。

法人名称	(フリガナ)
所在地	〒
電 話	()
F A X	()
E - m a i l	

参加者

所属部署	
氏 名	(フリガナ)
所属部署	
氏 名	(フリガナ)
所属部署	
氏 名	(フリガナ)

碑文谷公園内 認可保育所整備・運営事業者公募要項

質問票

法人等名称 _____
所在地 〒 _____
電話 () _____
ファクシミリ () _____
E-mail _____
所属部署 _____
フリガナ _____
担当者 _____

※到着確認のため、申込書をメール送信後、電話連絡をしてください。

項目：

質問内容：

送付先：目黒区子育て支援部保育計画課

E-mail hoiku03@city.meguro.tokyo.jp

TEL 03-5722-9866